

「持続可能な観光」プロジェクト群の趣旨説明



柳谷啓子 YANAGIYA Keiko

中部大学人文学部コミュニケーション学科教授

人文学部長、中部大学国際人間学研究所長

慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程単位取得満期退学。文学修士。専門分野は、社会言語学、英語学、談話分析。研究テーマは、メディアと表現の関係、デジタルアーカイブなど。主な訳書・著書に『読みのプロトコル』『スクールの文学講義：テキストの構造分析にむけて』『エーコの読みと深読み』（以上岩波書店）『<はかる>科学：計・測・量・謀：はかるをめぐる12話』（中央公論新社）。

宗宮先生が立派な導入をしてくださったので不要になった感もありますが、今日のシンポジウムの背景としての当研究所プロジェクト群の目指すところについて少しお話ししたいと思います。

国際人間学研究所は2004年にできた新しい研究所で、国際関係学部と人文学部の上にもたがって国際人間学研究科が設置されたのに伴って設立されました。地域活性化（localization）を基盤とした国際共生社会（globalization）の実現を目指すことをミッションとしておりまして、文理融合の研究プロジェクトを推進し、それを通して研究科を活性化させ、ひいては中部大学の存在意義を高めようということによってまいりました。これまで、中部大学を中心とする中部ESD拠点の活動対象地域（伊勢・三河湾流域圏）に照準を合わせて、観光や移住労働などによる越境的な人間の移動に関する調査など、主にローカルな共生社会の実現に向けて文理融合の共同研究を行ってきました。しかし、今後は、ローカルな研究に立脚しつつ、SDGsに着目することでグローバルな共生社会の実現に向けての貢献となる研究にも体系的に取り組みたいと考えています。

当面3年計画で、歴史、文化、政治、経済、生態系などの文理融合の視座からの研究を進めるにあたって、ローカルな越境関係として、春日井市、高山市、恵那市を中心とした東濃地域を含む従来の伊勢・三河湾流域圏と隣接地域、および、ちょっと飛び地をしまして冬季の資源利用に課題を持つ稚内市を対象とします。また、グローバルな越境関係としては、本学の学术交流協定校のマレーシア科学大学があるマレーシア、昨年国際人間学研究科と学术交流協定を結んだ内モンゴル大学がある内モンゴル、春日井市の姉妹都市であるカナダのケロウナを対象とします。これらをあわせて、先ほど宗宮先生ご紹介くださった「持続可能な観光」を共通の切り口としつつ、具体的に7つのプロジェクトを立てて比較研究などを推進しています。もともとこういった地域の研究に取り組んでいらした方々にご参加いただいたのですが、詳細は、後ほどプロジェクト・リーダーのみなさんから紹介がありますので、そちらに譲ることにいたします。

さて、皆さんご存じかもしれませんが、「国連世界観光機関」（UNWTO）が1988年に「持続可能な観光」を定義しています。当時の定義は、「文化的完全性、（地球に）不可欠な生態学的作用、生物多様性、生命維持システムを持続可能なものとしながら、経済的、社会的、審美的ニーズを満たす方法で、すべての資源を管理しているような観光」というものでした。それが「開発のための持続可能な観光の国際年」であった2017年に改定され、「訪問客、業界、環境、および訪問客を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在、および将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光」となりました。経済や審美的ニーズを満たすといったやや抽象的な言い方をしていたのが、訪問してくる観光客、観光業の業界の人たち、環境、そして訪問

客を受け入れるコミュニティという、具体的でより現実的な当事者のニーズに対応するという視点が新しい点かと思えます。

「持続可能な観光」に関する UNWTO を中心とする主な動きとしては、まず、先ほど申したとおり、1988 年に最初の定義がなされました。その後 1990 年ごろから、環境に配慮した旅行への意識がヨーロッパ諸国を中心に広がり、また一方で自然の恵みを享受するエコツーリズムが盛んになり、宿泊施設や旅行者に対する認証制度などが活用され始めますが、この頃は、まだ統一的なアクレディテーションの評価基準は存在しませんでした。そこで、1993 年に UNWTO が「ツーリズムの持続的マネジメントのための指標」を提唱し、2004 年には「観光地のための持続可能な開発指標・ガイドブック」を公表しています。

このような流れの中で、国連財団が各種の認証制度とその基準を調査・研究した結果、2008 年に世界持続可能観光協議会（GSTC）を組織し、国連環境計画や UNWTO の呼びかけにより、この GSTC が世界共通の基準を策定するに至りました。その GSTC による最初の「世界規模での持続可能な観光基準」は宿泊施設、およびツアーオペレーター向けのものでした。次いで、2013 年に観光地向けの基準である「Global Sustainable Tourism Criteria for Destination」が発表されました。その後、2016 年に宿泊施設およびツアーオペレーター向け基準が改定され、2017 年に UNWTO が先ほどの再定義をおこない、つい最近になって、GSTC から SDGs を視野に入れた観光地向けの基準の改定版が出たばかりという形になっています。

何をもって「持続可能な観光」と認定されるのかといいますと、認証機関が設定する基準がありまして、こういうことをクリアしていたら認証を与えましょうというシステムになっているわけです。ただ、いろいろな基準があるのですね。最初のガイドブックが基準だった時期もありますし、GSTC の基準、またそれに則って認証評価をする Green Destinations といった機関の基準もあります。ヨーロッパを中心とした ETIS（European Tourism Indicator System for the Sustainable Management of Destinations）などもあれば、タイ、韓国、アイルランドなどといった、各地域でそれぞれに決めているものもあります。

では日本はどうかといいますと、観光庁が中心になって持続可能な観光の指標をつくることになり、2018 年 6 月 18 日付で観光庁に「持続可能な観光推進本部」を設置しました。前回のプロジェクトの中間発表の場（2019 年 12 月 25 日開催）では、皆さんに 12 月 22 日付の *The Sankei News* の記事をお見せしたのですが、観光庁が、地域の経済や環境などに配慮した持続可能な観光を地方自治体の実現してもらうための指標を GSTC の基準を参考に年度内に作成し、来年度初めには公表予定ということと動いているとのことですので、もう間近かと思えます。

これには観光公害や環境保全関連の事項も盛り込むことになっていて、2020 年度に GSTC から承認を受けた基準でもって各地方自治体に申請してもらうとのこと。どのような形でアクレディテーションを実施するのかわかりませんが、基準をクリアした自治体には観光庁承認のロゴの使用を認め、環境などに配慮していることを対外的に示せる形にするようです。今年の 2 月 14 日に「第 4 回持続可能な観光指標に関する検討会」が開かれ、その場で仮の基準（指標）が発表されています。

GSTC の基準をもとにするという大方針を決めた理由として、一つには、国際基準に準拠したいということ。また、先ほどもお見せしたように、GSTC は基準を改定をしており、常に時代に合った、社会背景や観光動向を反映した実践的な指標だということ。加えて、国際プロモーション力やブランド力の向上という目論見があって、この基準に準拠することになったのだそうです。

日本版のシステムが大体どのようなものかといいますと、まず、規則というよりはガイドラインとして活用するという種類のもので、データソースや先行事例なども掲載し、参考にできるようにするようです。そのほか、さきほども申しましたように、目標に取り組んでいることを示す観光庁承認のロゴの活用なども考えているとのこと。第4回検討会の資料によりますと、「日本版持続可能な観光指標（仮）」は、図1のような構成になっています。

最初の部分だけちょっと見てみますと、図2の左側が改訂版GSTCの基準で、一番左にはSDGsの何番のゴールに関連する事項なのかが示してあります。右側が日本版の指標案です。いろいろな項目がありますが、定期的な見直しをするシステムが組み込まれているかなども含まれています。これは観光庁のホームページに公表されている資料で、まだ案ですが、近いうちに正式なものが発表される予定です。

日本版持続可能な観光指標（仮）	
SECTION A：持続可能なマネジメント	
(a) マネジメントの組織と仕組み	
(b) ステークホルダーの参画	
(c) 負荷と変化の管理	
SECTION B：社会経済のサステナビリティ	
(a) 地域経済への貢献	
(b) 社会的幸福と負荷	
SECTION C：文化的サステナビリティ	
(a) 文化遺産の保護	
(b) 文化的場所への訪問	
SECTION D：環境のサステナビリティ	
(a) 自然遺産の保全	
(b) 資源のマネジメント	
(c) 廃棄物と排出量の管理	

図1. 第4回 持続可能な観光指標に関する検討会の配布資料をもとに作成した指標の構成

※ CSTC-D Version 2と日本版指標(案)の各指標項目が左右で1対1対応をしない(トータルで対応)		
CSTC-D Version 2 GSTC-Dの指標		日本版指標(案)
注釈	和訳案	小文字のアルファベットはA1、A2等の各指標を達成するための内容
	SECTION A: Sustainable management 持続可能なマネジメント	
	A(a) Management structure and framework マネジメントの組織と枠組	
17 sustainable development goals	A2 デスティネーションマネジメント戦略と実行計画 デスティネーションでは、複数年にわたるマネジメント戦略と実行計画を策定し、実行している。それらは公開され、デスティネーションの環境に適合しており、ステークホルダーとの協議により、持続可能性の原則に即して策定されている。戦略には、観光資産の特定、評価が含まれ、社会経済、文化、環境に関する課題やリスクへの考慮が含まれている。この戦略は域内での持続可能な開発指針と実行に関連し、より深く影響を与える。	A 1 持続可能な観光の基本理念に基づき、環境、経済、社会、文化、品質管理、衛生管理、安全管理及び景観に関する内容を含む、「日本版持続可能な観光指標（仮）」に取り組むこと明記した観光計画がある
	a. 現行のデスティネーション戦略と活動を示す、公的文献がある。	a. 複数年計画である
	b. 戦略と計画は明確に示され、オンラインで公開されている。	b. 定期的な見直し（少なくとも5年ごと）及び一般公開をしている
	c. 計画策定においては、ステークホルダーが参画する協議の機会やミーティングの記録がある。	c. 住民参加によって策定している
	d. 戦略と実行計画に、持続可能性原則への言及、観光資産、課題やリスクの評価に関する項目がある。	d. 上記の計画に関連する取組の結果を公開している

図2. 日本版持続可能な観光指標（仮）の冒頭部分（事務局案）

最後に、先ほど宗宮先生がご紹介くださった本日のチラシにある、本プロジェクト群の基本コンセプト「いわゆる『観光地』だけが観光地ではありません。市民、企業、大学が共に、自分たちの地域の光をみつけましょう！これは皆さん自身の再発見にも繋がるはずです」という文言を考えてくださったのは国際関係学部の財部香枝先生です。「地域の光をみつけましょう！」ということで、必ずしもいわゆる「観光地」だけが観光の対象、観るべき光なのではないという考え方です。自分たちにとっては何気ない日常でも、他者にとっては観るべきものと映ることがよくあります。この間シンポジウムの打ち合わせをしていて、こんなこともできるのではないかと皆んなで思いついた例ですが、春日井周辺の製菓企業を観に行く見学・試食・体験ツアーなどはどうでしょうか（図3参照）。楽しそうだと思いますか。当プロジェクト群は、このような感じで「持続可能な観光」を考えていきたいと思います。研究成果として、最終年度には研究対象地の「持続可能な観光」に関する何らかの提言をまとめる予定です。



図3. 創業1924年大丸本舗の形を模った飴（左）と仕込み飴（右）（有限会社大丸本舗公式WEBページより）
創業1879年青柳総本家の季節限定の生ういろう（中）（株式会社青柳総本家公式WEBページより）